

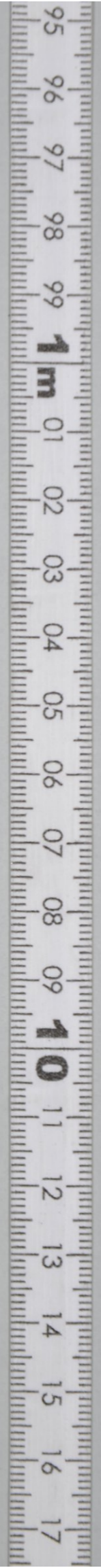
## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和十四年十二月

定  
款

有田通運株式會社



# 有田通運株式會社定款

## 第一章 總 則

第一條 本會社ハ有田通運株式會社ト稱シ

通ヲ以テ記號トス

第二條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、小 運 送 業

二、貨物自動車運送事業

三、金錢立替及荷爲替取組

四、保險其ノ他ノ代理行爲

五、營業上關係ヲ有スル他ノ會社ノ株式引受及讓渡

六、右各號ニ附帶關聯スル一切ノ業務

第三條 本會社ハ本社ヲ佐賀縣西松浦郡有田村ニ置キ支店ヲ全郡有田町及ヒ長崎縣東彼杵郡折尾瀬村

ニ置キ必要ニ應シ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スル事ヲ得

第四條 本會社ノ公告ハ佐賀毎日新聞ニ之レヲナス  
第五條 本會社ノ資本金ハ金拾萬圓也トス

### 第二章 株式

第六條 本會社ノ株式ハ貳千株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓也トス  
第七條 本會社ノ株式ハ總テ記名式ニシテ拾株券壹株券ノ貳種トス  
第八條 株式ノ第壹回拂込金額ハ壹株ニ付キ金貳拾七圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込ハ役員會ノ決議ヲ以テ定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金百圓ニ付キ一日金四錢ノ割合ニテ延滞利息ヲ徴收シ且ツ延滞ノ爲メニ生シタル諸費用及損害金ヲ賠償セシムル事アル可シ

第十條 株主若クハ株式質權者又ハ其ノ法定代理人ハ住所氏名及印鑑ヲ本會社ニ届出ツヘシ之レヲ變更シタルトキ亦同シ

第十一條 本會社ノ株式ハ役員會ノ承認ヲ得ルニアラサレハ之レヲ讓渡スル事ヲ得ス 但シ相續又ハ遺

## 有田通運株式會社定款

### 第一章 總則

第一條 本會社ハ有田通運株式會社ト稱シ **通**ヲ以テ記號トス

第二條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、小運送業

二、貨物自動車運送事業

三、金錢立替及荷爲替取組

四、保險其ノ他ノ代理行爲

五、營業上關係ヲ有スル他ノ會社ノ株式引受及讓渡

六、右各號ニ附帶關聯スル一切ノ業務

第三條 本會社ハ本社ヲ佐賀縣西松浦郡有田村ニ置キ支店ヲ全郡有田町及ヒ長崎縣東彼杵郡折尾瀬村ニ置キ必要ニ應シ便宜ノ地ニ支店又ハ出張所ヲ設置スル事ヲ得

第四條 本會社ノ公告ハ佐賀毎日新聞ニ之レヲナス  
第五條 本會社ノ資本金ハ金拾萬圓也トス

### 第二章 株式

第六條 本會社ノ株式ハ貳千株トシ壹株ノ金額ヲ金五拾圓也トス  
第七條 本會社ノ株式ハ總テ記名式ニシテ拾株券壹株券ノ貳種トス  
第八條 株式ノ第壹回拂込金額ハ壹株ニ付キ金貳拾七圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込ハ役員會ノ決議ヲ以テ定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ其ノ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込當日ニ至ル迄金百圓ニ付キ一日金四錢ノ割合ニテ延滞利息ヲ徴收シ且ツ延滞ノ爲メニ生シタル諸費用及損害金ヲ賠償セシムル事アル可シ

第十條 株主若クハ株式質權者又ハ其ノ法定代理人ハ住所氏名及印鑑ヲ本會社ニ届出ツヘシ之レヲ變更シタルトキ亦同シ

第十一條 本會社ノ株式ハ役員會ノ承認ヲ得ルニアラサレハ之レヲ讓渡スル事ヲ得ス 但シ相續又ハ遺贈等直接法律ノ規定ニヨル取得ノ場合ハ此ノ限ニアラス  
本會社ノ株式ハ役員會ノ承認ヲ得タル場合ト雖モ裏書ニヨリ之レヲ讓渡スルコトヲ得サルモノトス

第十二條 株式ヲ讓受ケタルニ因リ之レカ名義書換ヲ請求セントスル者ハ本會社所定ノ請求書ニ新舊名義人記名捺印シ株式ヲ添ヘ差出スヘシ  
相續遺贈等直接法律ノ規定ニヨリ株式ヲ取得シタルニヨリ又ハ氏名變更ノ爲メ之レカ名義書換ヲ請求セントスル者ハ本會社所定ノ請求書ニ記名捺印シ其ノ取得又ハ氏名變更ノ原因ヲ證スル書面ト共ニ請求者ノ記名捺印シタル株式ヲ添ヘ差出スヘシ

株式ニ付質權ヲ取得シタルニ因リ其ノ登録ヲ受ケントスルモノハ本會社所定ノ請求書ニ當事者記名捺印シ之レニ株式ヲ添ヘ差出スヘシ其ノ登録抹消ノ場合亦同シ

第十三條 株券喪失ニ因リ新ニ株券ノ交付ヲ受ケントスルモノハ本會社所定ノ請求書ニ除權判決ノ正本又ハ裁判所ノ認證アル謄本ヲ添ヘ差出スヘシ

第十四條 前條ニ依リ株券ノ交付ヲ請求スル時ハ代リ株券壹通毎ニ手数料金五拾錢又名義書換氏名其ノ他ノ更正ヲ請求スルトキハ株式壹通ニ付手数料金拾五錢ヲ徴收シ公告其ノ他特別ノ費用ヲ要シタ

ル時ハ其ノ實費ヲ本會社ニ支拂ハシムルモノトス

第十五條 株式ノ名義書換ハ毎計算期ノ翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄之レヲ停止ス臨時總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其ノ總會終了ノ日迄亦同シ

四

### 第三章 株主總會

第十六條 本會社定時總會ハ毎年五月及十一月之レヲ開キ臨時總會ハ必要アル場合之レヲ招集ス

第十七條 株主總會ノ招集ハ取締役ノ過半数ヲ以テ之レヲ決ス、社長ハ前項ノ規定ニヨリ總會ヲ招集シ社長ハ會議ノ議長ニ任ス社長事故アル時ハ他ノ取締役之レニ任ス

第十八條 總會決議ニ付可否同數ナル時ハ議長ノ決スル處ニ依ル 但議長ハ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得

第十九條 株主ハ代理人ニ委任シ其ノ決議權ヲ行フコトヲ得但シ代理人ハ當會社ノ株主タルコトヲ要ス

第二十條 總會議事ニ付テハ議事録ヲ作成シ之レニ議事ノ經過要領及其ノ結果ヲ記載シ議長並出席シタル取締役監査役及株主二人以上之レニ記名捺印シテ會社ニ保存スルモノトス

### 第四章 役員

第二十一條 本會社ニ取締役五名以內監査役二名以內ヲ置ク

第二十二條 取締役及監査役ハ本會社株式五拾株以上ヲ所有スル株主中ヨリ總會ニ於テ之レヲ選舉ス

出席株主中異議ナキトキハ投票ニ代ル他ノ方法ヲ以テ選任スルコトヲ得

第二十三條 取締役ノ任期ハ受任ノ日ヨリ三年監査役ノ任期ハ二年トス 但シ任期中ノ最終ノ決算期ニ

關スル定時株主總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルモノトス

第二十四條 役員ニ缺員ヲ生シタル時ハ總會ヲ招集シ補欠選舉ヲ行フヘシ其ノ補欠員ノ任期ハ前任者ノ

殘任期限トス 但シ法定ノ員數ヲ缺カス且業務ノ執行上支障ナキトキハ次ノ改選期迄補欠選舉ヲ

爲ササルコトヲ得

第二十五條 本會社ノ社長ハ取締役會ノ互選ニ依リ選任ス

第二十六條 取締役ハ在任中其ノ所有スル本會社株式五拾株ヲ監査役ニ供託ス可シ 但シ退任後ト雖モ

株主總會ニ於テ在任中ニ關スル計算書ヲ承認シタル後ニアラサレハ之レヲ返還セス

第二十七條 本會社ハ取締役及監査役ヲ以テ役員會ヲ設ケ必要アル毎ニ之レヲ開ク

第二十八條 取締役及監査役ノ報酬ハ總會ノ決議ニ依リ之レヲ定ム

第二十九條 取締役及監査役ハ本會社ノ事業ニ影響ヲ及ホスヘキ地域ニ於テ本會社ト同種ノ營業部類ニ

五

屬スル商行爲ヲナスコトヲ得ス

### 第五章 計 算

第三十條 本會社ノ決算期ハ毎年三月末日及九月末日ノ兩度トス

第三十一條 每期利益金ノ配當ヲ受クル株主ハ其ノ決算期末日現在者トス

第三十二條 本會社ノ每期利益金ヲ處分スル事左ノ如シ

- 一、法定積立金 百分ノ五以上
- 一、別途積立金 若干
- 一、退職手當積立金 若干
- 一、株主配當金 若干
- 一、役員賞與金 若干
- 一、繰 越 金 若干

第三十三條 本會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金壹千圓以内トス

第三十四條 發起人ノ住所氏名左ノ如シ

佐賀縣有田町千六百九拾四番地	深川 榮 雄 次
佐賀縣有田町千六百九拾五番地	松 本 鶴 次
佐賀縣有田町千六百四拾七番地	庄 村 吉 郎
佐賀縣有田町貳千參百九拾貳番地	久 富 二 六
佐賀縣有田町千貳百〇參番地	正 司 敬 次
佐賀縣有田町九百參拾參番地	岸 川 熊 四 郎
佐賀縣有田町百貳拾七番地	草 場 春 三
佐賀縣有田町千百九拾四番地	服 部 誼 建
佐賀縣有田町貳千四百拾九番地	松 尾 祥 三
長崎縣折尾瀬村百八拾壹番地	山 村 末 市

右有田通運株式會社設立ノ爲メ商法第百貳拾條及第百貳拾貳條ニ依リ此ノ定款ヲ作り發起人左ニ署名捺印ス

昭和拾四年拾貳月壹日